

児童・生徒の安全 みんなで守りましょう

～スクールゾーンに注意～

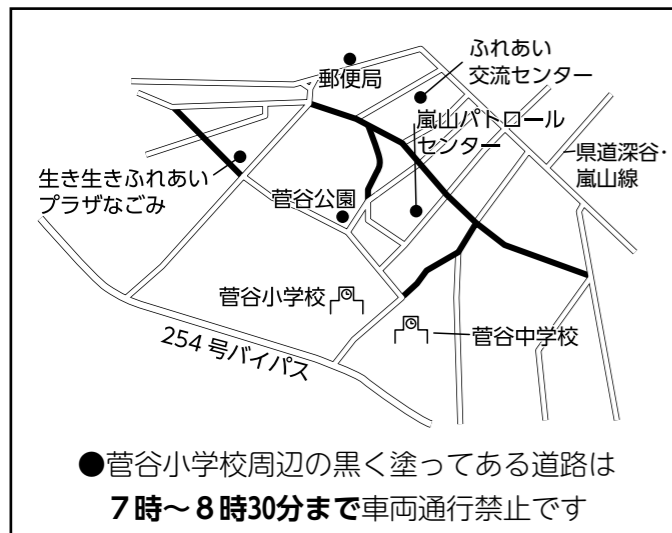


ミニバイクも規制対象

マイカーによる通勤が相当な割合を占めるようになり、国県道などの交通量が増え、交通渋滞となっています。それに伴い、市街地の裏通りを利用する車が増えてきました。

そこで、子供たちを交通事故から守り、安全に通学できるよう学校周辺の交通安全対策としてスクールゾーンを設定し、交通規制を実施しています。町民のみなさんのご協力をお願いいたします。

なお、ミニバイクも規制対象となりますので、ご注意ください。



●菅谷小学校周辺の黒く塗ってある道路は
7時～8時30分まで車両通行禁止です



●志賀小学校周辺の黒く塗ってある道路は
7時30分～8時30分まで車両通行禁止です

※車両進入禁止道路は平日のみで、土、日、休日は解除されます。

黒く塗ってある道路に面して住居や職場などがあり、やむをえずこの時間に利用される方は、小川警察署に通行許可申請をしてください。申請書類は小川警察署に用意してあります。

問合せ 小川警察署 交通課 ☎74-0110

嵐山町観光ボランティアガイドをご利用ください

嵐山町には「嵐山深谷」をはじめとする豊かな自然と平安時代から鎌倉時代に活躍した武将ゆかりの史跡・伝承が残されており、県内外から多くの観光客が訪れています。そこで、嵐山町の魅力をより多くの方に知っていただけるよう、観光ボランティアガイド養成講座を開催し、6名のガイドが誕生しました。まだ発足したばかりのガイドですが、皆様に喜んでいただけるよう心を込めてご案内いたします。

◆案内日時 月～日曜日・祝日、午前9時から午後5時までの間

◆案内場所 嵐山町内。ご希望の場所をお聞かせください。

◆案内費用 無料（施設入館料等は実費負担。）

◆ご利用にあたってのお願い

- ・案内希望日の2週間前までにお申し込みください。
- ・後日、調整次第ご連絡いたしますが、諸事情によりご希望に添えない場合がございます。
- ・案内中のケガ・事故につきましては、責任を負いかねます。十分にご注意ください。

◆申込・問い合わせ先

嵐山町観光協会事務局 ☎81-4511

申込書を提出または、ご希望の日時・人数・場所を事務局までご連絡ください。

詳しくはホームページをご覧ください。（「嵐山町旅の達人」<http://www.ranzan-kanko.jp/>）



©嵐山町 2011

60歳以上で退職されている方へ

住所や氏名を変更したときは、お近くの年金事務所に住所変更届や氏名変更届の提出をお願いします！

日本年金機構では、年金に関する重要なお知らせを確実にお届けするため、住所や氏名の把握を行っています。

◇重要なお知らせについて

- ①年金の受給開始年齢になる方に対し、年金請求書等を送付します。
- ②年金を請求されていない方へ、年金の請求手続に関するお知らせを送付します。

日本年金機構では、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、正確な住所の把握を行います。

日本年金機構が把握している情報に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認を行い、確認ができた方について住民票コードを収録します。

住民票コードが収録できた方は、平成25年10月から「住所変更届」の提出が不要になります。

- 平成25年8月以降に、60歳以上（年金受給者を除く）の方へ、住民票コードの収録状況をお知らせします。
- 住民票コードが収録できた方でも、氏名を変更したときは、お近くの年金事務所へ「氏名変更届」の提出をお願いします。

詳しくはお近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」**0570-05-1165**（平日8:30～17:15）までお問い合わせください。

※IP電話・PHSからは03-6700-1165

